

(指導・助言等義務)

## 17. 神戸地裁 平成10年12月9日判決

(棄却、神戸地裁平成8年(ワ)2019号) 判例時報1685号77頁、TAINSコードZ999-0030  
相続税の申告手続を受任した税理士の税務署に対する申告に債務不履行はないとして税理士の損害賠償責任が否認された事例

### 《事実の概要》

原告Xら4名は、相続税の申告を税理士Yに依頼した。Xらは、その後Yに対して、法定申告期限までに遺産分割が成立しなくても配偶者には暫定納付義務がないのに納付させたこと、延納手続をとらなかったこと、仮に生前贈与をしていたならば相続税額よりも有利であったこと、配偶者の税額軽減の枠を使い切るよう適切な指導をしなかったとして、その損害賠償を請求した。

### 《判決の要旨》

- 1 申告期限までに遺産分割されていない財産については配偶者にも納付義務がある。
- 2 税理士事務所からの原告Xらへのファックス通信の記録、担保提供の困難性からみて、延納手続をとらなかったことは債務不履行とはならない。
- 3 税理士Yは、相続人全員の利益を図らなければならない。相続人の一人に対して生前贈与を行い、その者の相続税額が減少したとしても、相続人全体の税負担を考慮すればかえって不利となる。
- 4 相続人間で争われている遺産分割協議は、相続税額の負担のみを考慮して決定されるわけではなく、諸々の要素が考慮されて成立するものである。本件は、遺産分割調停で各々弁護士を選任しており、Yはその調停に全く関与していないこと、また、口を出さず状況になかったこと、Xらから特に意見を求められることもなかったことから債務不履行になるとはいえない。
- 5 よって、原告らの請求はいずれも棄却する。